

# ドイツにおける労働時間

海 道 進

## I. 1日の労働時間

### 1. 1860～1914年の労働時間

ドイツにおける労働者の1日の労働時間は、1860年より1914年までの54年間に13時間より9.5時間に短縮されている。1日3.5時間、約30%の縮小である。1868～1878年の1日12時間よりすると、46年間に2.5時間、約20%の低下となる。（第1表）

第1表 1日の労働時間（1860～1914年）

年	時 間
1860～1867	13
1868～1878	12
1879～1886	11.5
1887～1894	11
1894～1902	10.5
1903～1907	10
1909～1914	9.5

（備考） Jürgen Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter in Deutschland von 1800 bis in die Gegenwart, 1948, Bd. 1, S. 201.

1879～1886年の1日11.5時間への短縮の背景には、1875年（明治8年） Sozialdemokratische Arbeiterpartei と Allgemeiner Deutscher Arbeiterverein の統合による Sozialdemokratische Partei Deutschlands の成立がある。

ドイツでは、1903～1907年当時、1日の労働時間は、10時間であった。イギリスでは、10時間労働法案（Zehnstundenbill）が議会を通過したのは、1847年であり、その施行は、1848年5月1日からである。その実施のさいには、想像を絶する資本の抵抗と妨害があった。なおイギリスの成人男子労働者の労働時間は、10時間法（Zehnstundengesetz）以前は12～15時間<sup>(1)</sup>であった。

ドイツでは、1日の労働時間でイギリスより遅れること半世紀ばかりである。しかし1903年

（1） Karl Marx, Das Kapital, Bd. I, 1932, S. 296～298, カール マルクス, 長谷部文雄訳, 「資本論」第1巻, 第2分冊, 日本評論社, 1946年, 289～293ページ。第3編, 第8章 労働日, 第6節 標準労働日のための闘争, 労働時間の強制法による制限, 1833～1864年のイギリスの工場立法参照。

当時、ドイツでは10時間以下の労働時間が存在しなかったのではない。賃率契約上ではあるが、すでに存在していた。たとえば、ベルリン (Berlin)、ライプツヒ (Leipzig) などの大都市や、工業都市ケペニック (Cöpenick)、そのほか若干地区のれんが積職人 (Maurer)、大工 (Zimmerer)、建設労働者 (Bauarbeiter)、塗装工 (Maler)、化粧しっくい専門職人 (Stukateur)、屋根ふき職人 (Dachdecker)、室内装飾職人 (Tapezierer)、硝子職人 (Glaser)、石工 (Steinmetz)、石づみ工 (Steinsetzer)、印刷工 (Buchdrucker) などにおいて。

これらの職人においては、9時間あるいは8.5時間、時には8時間の労働時間も存在していた。たとえば、室内装飾職人ではベルリンで1905年8.5時間となり、また石工では同じくベルリンで1896年に8.5時間であったものが、1900年に8時間に短縮されている。<sup>(2)</sup>

9時間の労働時間も、10時間労働制のもとで、かなりの例がみられる。

ベルリンでは、1899年6月27日より1901年3月31日の期間の賃率契約において、1900年1月1日より効力を発する1日9時間の労働時間がある。れんが積職人、大工、建設労働者に適用される。1901年から1907年までのいくつかの賃率契約においても9時間とされている。<sup>(3)</sup>

ライプツヒでは、1899年3月15日かられんが積職人と大工の労働時間が、9時間とされた。<sup>(4)</sup> 1910年まで続いている。なお建設労働者は、1905年より9時間となる。<sup>(4)</sup>

ケペニックにおいても、1899年7月24日より1900年4月1日までの有効期間の賃率契約においてれんが積工の一日の労働時間は9時間であった。1901年4月1日より1902年3月31日の期間の有効の賃率契約では、大工が1日9時間とされている。その翌年の1903年までの賃率契約においても同様であった。<sup>(5)</sup>

そのほか、1日9時間の労働時間は、次表の地域と時期と職種において存在していた。<sup>(6)</sup>

以上、ドイツにおいては、19世紀末から20世紀初頭にかけて、すでに1日9時間が最長労働時間 (Maximalarbeitszeit) として賃率契約上規定されていたのに対し、わが国では、1868年の明治維新以来、原始的蓄積期をへて、明治30～40年 (1897～1907年) の産業資本確立期、資本主義の再生産軌道定置の時期において、かなりの長時間がみられる。

日本では、明治34年 (1901年) を中心として農商務省商工局工務課工場調査係が繊維産業はじめ、鉄工、硝子工、セメント工などの「雑工業」の労働者の労働事情、賃金、労働時間などを調査した。その結果は、「職工事情」5巻本として明治36年 (1903年) に刊行されている。(なお同係は、同年12月後にほどなく廃止された。) その報告書によると1日の労働時間は、第2表のごとくである。

(2) R. Kuczynski, Arbeitslohn und Arbeitszeit in Europa und America, 1870～1909, 1913, S. 542, 548.

(3) Ebenda, S. 427～428.

(4) Ebenda, S. 458.

(5) Ebenda, S. 433.

(6) Ebenda, S. 455, 468, 469, 483, 486.

ドイツにおける労働時間

	地 域	時 期	職 種
1	ケーニクヒス・ブステルハウゼン (Königs-Wusterhausen)	1903. 8. 1～1905. 7. 31 (1909年まで)	れんが積工
2	”	1904～1905	大 工
	”	1906～1907	”
3	ニコラッセー (Nikolassee)	1902. 6. 30～1904. 6. 30	建設労働者
4	”	1903. 4. 1～1904. 3. 31	れんが積工
5	ノヴァヴェス (Nowawes)	1902. 4. 10より	”
6	”	1904. 7. 4より	大 工
7	テルトウ (Teltow)	1902. 1. 1～	れんが積工
8	ヴァンゼー (Wannsee)	1902. 5. 3より	大 工
9	”	1903. 4. 1より	れんが積工

第2表 日本の労働時間 (1901年)

	業 種	労働時間
1	綿糸紡績業 (女 子)	12～14・15時間 (2, 3時間の残業あり)
2	製 糸 業 ( ” )	10 (冬)～13時間以上 (夏)
3	織 物 業 ( ” )	12～13時間より17～18時間
4	鉄 工 (成人男子)	10～12時間
5	硝 子 工 ( ” )	10～12時間
6	セメント工 ( ” )	12時間 (実働11時間)
7	印 刷 工 ( ” )	10時間 (夜業2～4時間 時には5時間以上)

(備考) 綿糸紡績業は、土屋喬雄校閲「職工事情」第1巻、新紀元社、昭和51年、19ページ、製糸業のは、同書、166ページ、織物業のは、同書、230～231、234～235ページ、鉄工のは、同書、第2巻、14ページ、硝子工のは、同書、48ページ、セメント工のは、同書、93～94ページ、印刷工のは同書、214ページ。

ドイツが20世紀初頭、一般に1日10時間労働であり、賃率契約上の最長労働時間においても9～11時間労働であった時に、わが国では職種はことなるが女子労働で、繊維産業における、しかも戦前における基幹産業——とくに明治・大正時代——であった紡績、製糸、織物業における労働時間が12ないし最長17～18時間、時にはそれ以上であった。

また鉄工、機械工、硝子工、セメント工、印刷工などにおいても、10～12時間労働であり、しかも残業、夜業、徹夜業あり、週休制も確立されておらず、休日少なく、一般にドイツよりも長時間であった。

1890年当時、イギリスではすでに週54時間、1903年53.67時間で、1日9時間労働である。これに対し、パリ (Paris) では1日10時間、週60時間であった。

1890年当時、アメリカの製鉄労働者の労働時間は、ニューヨーク (New York) で週59.19時間であり、1903年には54時間に短縮され、ほぼイギリスと同じであった。19世紀末の1日10時間より20世紀初頭には9時間に短縮されている。

## 海 道 進

シカゴ (Chicago) では1903年製鉄労働者は1890年の週59.85時間より、55.17時間に短縮された。1890年60時間のところもある。ピッツバーグ (Pittsberg), バルチモア (Baltimoae) などであるが、1903年にはそれぞれ56.97, 54時間に短縮されている。1903年まで60時間のところは、リッチモンド (Richmond) であった。<sup>(7)</sup>

ベルリンの機械製造業の労働者 (Maschinenbauer), たとえば、鍵工 (Schlosser), 旋盤工 (Dreher), 平削り工 (Hobler), フライス工・ミーリング工 (Fräser), ボール盤工, 中ぐり旋盤工 (Bohrer) の労働時間は、1885～1887年の労働週 (Arbeitswoche) 7日, 1886年と1888～1903年の6日のもとで、1887年の79時間から1902年の57時間への短縮がなされている。19世紀末の1日10時間より20世紀初頭の9.5時間に縮小された。なお平削り工では、1900年に週66時間であった。月曜と土曜は10時間、火曜から木曜までは11時間、金曜は13時間である。1日平均して11時間になる。長い方の例である。<sup>(8)</sup>

当時アメリカでは、機械製造工の平均週の労働時間は、1890年にニューヨークで59.11時間、1903年には、53.81時間であった。シカゴでは、59.93時間より54時間に短縮されており、いずれも20世紀初めには1日9時間となっている。

なおアメリカのれんが積工、石づみ工、しっくい工の1日の最長の労働時間は、20世紀初頭、ほとんど例外なしに (fast ausnahmslos) 1日8～9時間である。10時間は、オハマ (Ohama) で19世紀80年代 (1886年) にみられる。

19世紀末より20世紀初頭にかけての賃率上の最長労働時間は、週60時間、最短は44時間である。この週44時間は、ニューヨークの石づみ工 (1902～8年), フィラデルフィア (Philadelphia) のれんが積工 (1902～7年) にみられる。<sup>(9)</sup>

ドイツ、イギリス、フランス、アメリカの労働時間が、1日9～10時間になっている時に、日本は、10時間以上であった。12時間はもちろんのこと、15時間以上も珍しくはなかった。結核女工、超過重労働、人間殺戮の労働時間であり、長時間労働と低賃金 (家計補充的賃金) との相互規定が特徴的であった。

紡績産業における明治、大正時代の年令、老若、男女を問わない徹夜業はとくに注目に値する。当時イギリスでは、9歳ないし18歳の年少者については、夜間労働は1833年に廃止されていたからである。明治維新 (1868年) の35年前のことである。<sup>(10)</sup>

ドイツの労働時間は、賃率契約上のものであり、最長の労働時間が規定されている。日本の

---

(7) Ebenda, S. 245.

(8) Ebenda, S. 267.

(9) Ebenda, S. 650.

(10) 「夜間労働はすなわち、この法律 (——1833年の工場法, Fabrikakt——引用者) にしたがえば、晩の8時半から朝の5時半までの間の労働は、9歳ないし18歳の人々のすべてについて禁止された。」 (Karl Marx, Das Kapital, Bd. 1, 1932, S. 292, 長谷部訳「資本論」第1巻, 第2分冊, 1946年, 281ページ)

## ドイツにおける労働時間

「職工事情」の労働時間は、実態調査にもとづく現実の労働時間である。したがって両者には差異がある。しかし第1表にもあったように、ドイツの労働時間は、賃率契約上のものと現実のものがほぼ一致している。もちろん、個別的に偏差はありうるのであるが、両者がほぼ一致している点からして、限界はありうるが、日独の比較は相対的に可能である。

日本では、19世紀末から20世紀初頭にかけて賃率契約上の最長労働時間を規定する慣行もなければ、規定もなかった。日本の工場法が施行されたのは、大正5年(1916年)のことである。イギリスの1833年より遅れること80年余。このような歴史的条件のもとで、労働時間の分野におけるドイツの先進性と日本の後進性とは一目にして明瞭である。

以下、なおドイツの賃率契約上における最長の労働時間について、より詳細に考察することにしよう。

### 2. 賃率契約上の労働時間

ドイツでは、1906～7年における賃率契約上の最長の労働時間はれんが積職(Maurergewerbe)と大工職(Zimmerergewerbe)において時期(年)と地域によって異なるが、ほぼ10時間であり、9時間より11時間までの差、プラス・マイナス1時間があった。ごく一部に8時間もある。

9時間は、1904～5、1908～10年の Alt-Rahlstedt、1907～9年の Ahrenburg などであり、きわめて少なく、83の契約のうち5個の契約にみられる。

9.5時間は、1902～3、1904～7年の Altenburg、1902～7年の Alt-Heikendorf などであり、83契約中、11契約である。なお Altona においては、1872年9月8日より同年12月31日までと、1875年1月1日より同年12月31日までが、9.5時間であり、すでに1870年代初めより存在していた。

1日10時間は、1906～8年の Aschen、そのほか多数の地域において契約上の最長労働時間とされており、83契約中、半数以上(50)を占める。

1日10.5時間は、1907～9年の Ahlem、1907～10年の Artenkirchen、1905～6年の Arnsnalde などにおいてであるが、その数は83契約中8契約、10%で、きわめて少ない。

1日11時間の契約は、83契約中5個でさらに少ない。1906～9年の Allenstein、1900～1年<sup>(11)</sup>の Arneburg、1907～10年の Argenan などにおいてもみられる。

ベルリン地区では、1899～1901年にすでにれんが積工は9時間になっている。その後、1910年まで続く。ブレーメン(Bremen)も9～9.5時間である。ドレスデンも1907～10年には9時間<sup>(12)</sup>になる。ハンブルク(Hamburg)も1904～8年の契約で同じく9時間になる。

(11) R. Kuczynski, Arbeitslohn und Arbeitszeit in Europa und Amerika 1870-1909, 1913, S. 424, 425.

(12) Ebenda, S. 427, 428, 430, 436, 449.

Leipzig では、1895～97年当時賃率契約上の最大の労働時間は、10時間であったが、1898～1902年の契約において9.5時間となり、1899年（明治32年）より9時間となる。1904～6年、1910年の契約まで同様である。<sup>(13)</sup>

1日9.25時間の契約もある。モーアブルク（Moorburg）の1906～8年の時期である。<sup>(14)</sup> なおそのほか、9時間には、ポツダム（Potsdam）1905～10年、ラインベック（Reinbek）1907～10年、シフベック（Schiffbek）1904～8年などがある。<sup>(15)</sup>

さらに、シュネルセン（Schnelsen）1906～8年、タウヒア（Taucha）1907～8年、Teltow 1902～7年、Wannsee 1902～9年などがある。<sup>(16)</sup> ドイツでは20世紀初頭すでに1日9時間制が賃率契約のさいに最長時間として規定されていた。明治33～35年の頃より40～41年にかけてである。わが国の産業資本の確立期に相当する。

なお、Berlin では、パン焼かま（Backofen）のれんが積工の賃率契約上の最長労働時間は1日8時間半とされた。その補助労働者の労働時間も同じで、契約期間は1906年7月23日より1908年3月31日までである。10時間制が一般的であるときに、1日最長8.5時間が現れている。<sup>(17)</sup> なお1907年4月1日より8時間となる。明治40年のことである。

当時一般に、賃率契約上の最長労働時間は10時間とされ、れんが積職人と大工の賃率契約2,717件のうち、2,057件、4分の3以上の75%強が最長10時間であった。1日9時間と11時間の労働時間は、れんが積職人と大工においては少数であった。なお例外的であるが、1件のみ南部の Suhl においては12時間の例がある。そこでは賃率賃金も低い。一般に時間賃率55ペニッヒであるが、35ペニッヒになっている。<sup>(18)</sup>

以上からも知られるように、大都市においては1日9時間労働が賃率契約上の最長の労働時間となっている。なおれんが積工、大工以外の職種の労働者、たとえば、Berlin の鉄線材入セメント・モルタル塗り軽量・隔壁工（Rabitz）（1899～1902年）、そのしっくい工（Rabitzputzer）、セメント工（1900～5年）、ベトン工、人造石建設工などにおいても同様である。

1905～7年には、左官（Luginowandputzer）、しっくい工（Rabitzputzer）、タイル工（Plattensetzer）、プレス工（Spanner）、セメント運搬工（Luginoputzerträger）、その他のすべてのしっくい運搬工（Putzerträger）が8.5時間になり、さらに Hamburg においては、石こう職のギプス工が1908年より同じ時間になっている。<sup>(19)</sup>

なお塗装職（Malergewerbe）の労働者については、ほとんどが1906年初頭より9.5～10.5

(13) Ebenda, S. 458.

(14) Ebenda, S. 464.

(15) Ebenda, S. 468, 469, 473, 475, 477.

(16) Ebenda, S. 478, 483, 486.

(17) Ebenda, S. 491.

(18) Ebenda, S. 483.

(19) Ebenda, S. 494, 495.

## ドイツにおける労働時間

時間であるが、大都市の Berlin, Hamburg などにおいては9時間になっている。前者では1905年より、後者では19世紀末の1888年4月より1890年における賃率契約において現れている。<sup>(20)</sup>

屋根ふき職人 (Dachdecker) の場合には、1905～1912年当時、一般に9～10.5時間であるが、大都市の Berlin, Bremen, Cöln, Hamburg, Leipzig などにおいては9時間であった。<sup>(21)</sup> なお Leipzig では、すでに1899年、1903年、1906年の賃率契約において現れている。

ガラス職人 (Glaser) の場合には、1日9～10.5時間であるが、Berlin, Cöln, Hamburg, Hannover, Jena, Leipzig, Mannheim, Wiesbaden などにおいては9時間が多く、1902年より存在していた。<sup>(22)</sup>

壁紙張り、カーテン取付、椅子上張りなどの室内装飾人 (Tapezierer) の場合には、1日の労働時間は、1901～1911年当時、9～9.5時間で、ほとんどが9時間である。<sup>(23)</sup>

化粧しっくい専門職人 (Stukkateur) の場合には、1901～1911年当時、一般に9～10時間であるが、8.5時間が1903年に Berlin に現れている。日本の明治37年である。そのほか、Dresden (1907年), Erfurt (1903年), Hamburg (1906年), Hannover (1905年), Leipzig (1901年), München (1905年) にみられる。Leipzig では、1906年より1日8時間が賃率契約で最長の労働時間とされた。<sup>(24)</sup>

ドイツにおける1888～1909年における一般の室内装飾人 (allgemeine Tapezierer) の最長の週労働時間は、場所、地域によって異なるが、普通短かくて52時間 (Berlin 1900年) 長くて60時間であった。54～57時間が多い。週6日として、1日9～9.5時間である。なお最短の週労働時間は、Berlin の1905～6年の51時間である。最長は Kleve の66時間 (1904～5年) である。<sup>(25)</sup>

なお、1903～8年当時、アメリカの石工 (Steinmetzen) の労働時間は、州によって異なるが週48時間が一般的である。1900年よりは、1日8時間以下で、最長48時間となる。賃率契約上の最長の週労働時間は、1889年の60時間 (Portland) で、最短は1904年の Louis, 1906年 Chicago の44時間である。<sup>(26)</sup> 1日7時間強である。

### 3. 1912年における労働時間

1912年の賃率組合 (Tarifgemeinschaften) における1日の労働時間 (休憩を除く) は、主要な産業部門別についてみると、第3表のごとくである。

---

(20) Ebenda, S. 518～523.

(21) Ebenda, S. 531.

(22) Ebenda, S. 537.

(23) Ebenda, S. 542.

(24) Ebenda, S. 500～504.

(25) Ebenda, S. 771～772.

(26) Ebenda, S. 773.

第3表 賃率共同体における1日の労働時間

職業グループ	8時間以下			8時間			8～8.5時間			8.5～9時間			9～9.5時間			9.5～10時間			10～10.5時間			10.5～11時間			11時間以上			
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
I 採石・採土	(a)	10	107	741	26	384	3362	19	105	1265	135	1053	11060	64	259	4655	261	764	23123	6	215	3708	16	53	952	8	256	4911
	(b)	77	1020	11348	60	322	6372	10	36	330	39	200	3227	36	149	2341	159	387	10392	1	1	64	8	39	583	4	243	4509
内	(a)	7	91	382	19	371	2974	13	95	1063	109	801	9044	31	119	2155	101	354	12895	1	200	3600	2	6	77	-	-	-
	(b)	71	999	11167	48	281	4943	3	23	177	13	75	1172	11	40	425	26	48	1945	-	-	-	1	1	20	-	-	-
2. ガラス	(a)	3	16	359	3	3	312	5	5	182	13	79	1420	10	13	1135	11	14	778	-	-	-	1	6	240	3	242	4500
	(b)	2	2	59	4	17	612	4	4	92	14	80	1510	9	12	985	11	14	778	-	-	-	1	6	240	3	242	4500
II 金属加工・機械	(a)	-	-	-	16	404	6524	8	163	1907	338	7138	77138	341	5227	47162	308	2151	21739	3	5	50	2	6	60	2	2	37
	(b)	6	636	3257	45	1511	9494	9	178	1983	330	5208	73284	308	4057	41814	230	1839	20798	3	5	50	2	6	60	2	2	37
III 木材工業	(a)	-	-	-	1	23	20	13	3118	24035	202	6942	49938	322	4228	34535	336	2061	18080	16	38	474	12	23	922	3	3	8
	(b)	3	506	230	3	32	88	14	3119	24072	205	6870	49833	314	4151	34208	331	2034	17224	11	33	270	8	27	807	2	2	6
IV 食品工業	(a)	4	413	1620	19	236	3550	10	10	741	114	2708	32752	580	1533	31791	694	1827	36987	232	349	2876	313	1612	3060	119	2925	5337
	(b)	5	414	1627	20	237	3560	17	36	918	189	2855	38577	666	1636	33241	600	1653	30795	87	175	1780	307	1608	2898	192	2997	5319
内	(a)-(b)	2	411	1587	12	222	2786	1	1	47	19	2218	4291	8	8	219	44	778	2869	14	81	306	56	1355	2044	71	2874	4978
	(a)	-	-	-	2	5	204	4	4	193	43	189	25751	234	604	23030	378	687	21852	73	122	1703	16	16	371	10	10	88
(b)	-	-	-	2	5	204	8	8	259	112	326	31377	324	732	24846	278	507	15526	27	48	796	9	9	174	2	2	10	
V. 衣服産業	(a)	-	-	-	3	35	8062	5	5	438	84	2267	16330	79	2794	20233	374	12500	58110	32	406	1435	28	492	2116	4	46	161
	(b)	-	-	-	3	35	8062	5	5	438	91	2289	17175	74	2777	19413	373	12504	58028	31	405	1433	26	453	1960	4	46	161

海 産 産

(備考) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1914, 1914, S. 80.

なお、表中の(1)は賃率共同体数、(2)は経営数、(3)は人員数、(a)は夏季、(b)は冬季である。



## ドイツにおける労働時間

1912年当時、多くの労働者は1日8～10時間である。金属加工、機械製造業では、8.5～9.5時間であり、木材加工産業では8～10時間である。食品産業では8.5～10時間、衣料品部門では、9.5～10時間が多い。なお11時間以上の労働者も存在していた。採石・採土業（夏季4,911人）、金属加工産業の機械工業部門で4,500人、衣料品生産部門では夏季2,217人である。ごく少数ではあるが、消滅してはいない。

なお1912年当時、すでに1日8時間以下の労働者がいる。採石・採土の職業で冬季ではあるが、組合数77、経営数1,020、労働者数11,348人である。その中の90%以上が石材加工の職業である（11,161人）。またごく少数ではあるがガラス職においても夏359人いる。その他、金属加工、機械製造業ではブリキ・管工（Klempner）3,257人、食品工業ではパン職人（Bäcker）1,587人がいる。

20世紀初頭の日本においては、ドイツのように詳細を極めた、また全産業における職業別の賃率契約にもとづく統計もなければ、また労働時間の労使間の約定も存在しない。一般に賃金も労働時間も一方的、専制的にきめられ、労働者の発言する余地はほとんどなかったといつてよい。もちろん、一部に労働組合の組織は存在していたが、ごく少数であった。労働組合と資本家、経営者との団体交渉制度は確立されてはおらず、半封建的な労使関係が残存しており、雇用関係は非近代的であり、労働者の基本的権利である、労働権、団結権、スト権、団体交渉権は当然のものとして認められては<sup>(27)</sup>おらず、ヨーロッパ、アメリカの先進諸国にくらべて、はるかに遅れていた。

わが国では、1900年（明治33年）に治安警察法が制定され、1904～5年（明治36～37年）の日露戦争をへて、1922年（大正11年）には過激社会運動取締法案が作成され、貴族院に提出され、廃案とはなったが、1923年（大正12年）には震災治安維持令が公布され、1925年（大正14年）には治安維持法が成立し、労働組合運動に対する厳しい統制、制限、弾圧がなされたことは、既知の事実である。<sup>(28)</sup>

日本の労働時間の長いことは、資本の力によると同時に、資本と緊密に結びつき、それを代表する国家権力、政治権力による抑圧によることは明らかである。資本は国家権力を利用して、労働者の権利を制限し否定する。労働組合運動に対する圧力、労働者の団結権、基本的権利の否認、警察による拷問、検挙、裁判など、あらゆる手段、方法によって労働組合運動が弾圧された。日本の企業の過長労働時間は、これらの内的・外的圧力による必然的な産物である。労働組合の政治的権力が強化され、労働者階級的意思を代表する政党が国家権力を握れば、労働時間の短縮は可能となる。両大戦の直後はそのことを実証している。

(27) 戦後においても、一部の労働者に認められてはいない。「戦後すべての労働者の手にあったスト権が、GHQの権力によって官公労から奪われ、……さらにいわゆるスト規制法まで制定せられてきた……」（沼田稲次郎「労働基本権論」1969年、29ページ）。

(28) 奥平康弘「治安維持法小史」1977年、38～43、82～111ページ。

## 4. 1918年以降の労働時間——8時間労働制

ドイツでは1920年4月8時間労働制、週48時間制が確立された。第1次大戦後の1918年11月革命、ワイマール共和国のもとであった。当時ワイマール憲法が1919年8月施行され、1920年2月に社会化法、経営協議会法（Betriebsratsgesetz）が成立している。<sup>(29)</sup> この当時ヨーロッパの各国において8時間制が導入された。世界資本主義の Allgemeine Krise の第1期、革命の時代においてである。

ところが、第1期後半の資本の攻勢期（1921～1923年）においては、この8時間労働制がなしくずしにされていく。

イギリスでは、1週48時間労働に対して、時間延長が試みられる。ゴム工業では、1週47時間を52.5時間に延長されようとしたが、48時間、1時間の延長となる。ただし賃金は7.5%減。1921年イギリス労働組合総評議会の計算によれば、賃金引下げにあった労働者は、66万人、賃金額は4億スターリングポンドであった。フランスでは、8時間労働法の修正が要求され、労働法の悪化がなされる。

ドイツでは、8時間労働法の改悪、賃金引下げが要求される。デンマークでは、8時間労働の廃止が要求され、賃金が引下げられる。ベルギーでは、8時間労働法の徹廃が要求され、製鉄業者の組合は、陛下の全権能をもって8時間労働制を撤回し給わんことをの請願をしている。

以上の事実——その数に限りがないといわれる——はいうまでもなく労働者の労働条件の劣悪化を示す。資本は1920～21年恐慌の負担を労働者に転嫁し、崩壊に頻する資本を支えようとする。それらは資本の世界的攻勢を如実に示すものであった。資本の労働に対する圧迫は恐慌の鋭さに正比例している。ラピンスキーはいう。「労働者は、1921年その地位を相対的に改善したが、1921年と1927年との間に、産業合理化の間に、20世紀の始まり以来えたすべてのものを失った」と。

産業合理化中、労働時間は漸次的に継続して延長された。48時間労働者の100分率は不断に減少した。8時間労働に対するワシントン条約の批准は形式的となる。チェコ、ドイツ、オーストリア、フランス、ベルギーなどでは、法律上定められた8時間労働日は組織的に破壊された。時間外労働（1日9時間あるいは10時間）が認められたからである。

8時間労働の事実上の廃棄と立法上の徹廃（フランス、ベルギー）、資本攻勢は以上にとどまらない。8時間労働の徹廃、賃金切下げ以外に、工場法及び工場委員会の廃止、制限の企図、婦人少年労働保護の事実上の徹廃、それらの資本攻勢を確保するためのファシズム的武装集団組織の利用（スト破りと革命を直接に抑圧するための軍事的訓練）、労働者組織の粉碎（ユーゴ、ルーマニア、ハンガリー、スペイン等）あるいは進歩的労働運動者に対する烈しい迫害。

(29) 経営協議会については、吉村 勵「ドイツ経営協議会の発生・展開」「経済学年報」第8集（1958年）、大野雄二郎「ドイツにおける経営協議会の教訓」（1949年）を参照せよ。なお Rat はロシア語の COBET である。ロシアでは COBET が政治的権力を握ったのに対し、ドイツでは Rat は経済的権限をもつにいたっただけであった。そこに根本的な相違がある。

## ドイツにおける労働時間

イギリス、ドイツの社会民主主義者の革命抑圧と協調主義的妥協（アムステルダムインターナショナル）、賃金に対する課税の承認（フランス、ドイツ）、租税負担による貧窮化、収奪の激化。

このようにして、第1期第1段階において労働者階級の獲得したものは消失しつつあった。その消失をより急激化したものが、ドイツにおいては、あの有名な史上最大のインフレーションであった。

ドイツでは、1923年の1のつぎに12個の0がつく1兆倍の物価上昇、悪性インフレーションによって、労働者の実質賃金は急激に低下した。大都市では3分の1に低下し、中産階級は没落し、一般市民、大衆は貧困化した。1923年の工業生産高は1920年水準の46%となり、失業者は労働組合員数の26%にまで達した。4人に1人が失業するという状況であった。労働条件の劣悪化はいうまでもない。

1924年 Rentenmark の奇蹟によってインフレは終息したが、同年以降の産業合理化の時代において、労働時間は延長され、8時間労働制が崩壊していった。

アメリカ、イギリスなどにおいて、第1次大戦後の1920～21年恐慌は、それ以前の恐慌よりもはるかに深刻なものであった。この恐慌を背景として、その深刻さの度合いに規定されて、資本の攻勢、資本家の労働者に対する全面的攻撃が始まり、労働者が革命期（1918～21年）にえた諸利益が奪われた。その中に8時間労働制があった。ヨーロッパの資本主義国においては、「8時間労働日に関するワシントン協約」が事実上廃棄されるにいたったのである。

ロシアにおいては、1917年の革命直後最初に出された布告（Декрет）が、「平和に関する」（О Мире）布告（1917年10月26日）であり、第1次大戦中、戦争を停止する宣言であった。ついで10月29日に公布されたのが「8時間労働制について」（О восьмичасовом рабочем дне）の布告であった。従来ロシア資本主義時代における10～12時間をこえる労働時間が、8時間に短縮される。さらに1917年革命の10周年を記念して、1928年より漸次7時間制に移行することが決定された。

資本主義国の8時間労働制の崩壊、労働時間の延長悪化に対し、社会主義国における7時間労働制への漸次的移行、労働時間の短縮、労働者の利益の擁護。両者はまったく対照的であり、両体制の特質を一目にして示すものであった。資本家の国家と労働者の国家との根本的な差異性、特殊性を明示的に浮びあがらせたのであった。

## II. 週の労働時間

### 1. 1875～1909年における週の労働時間

1875年ドイツのれんが積工の賃率契約上の週の労働時間は、アルトナ（Altona）で57時間であった。1890年 Berlin 同工のは53.5時間である。1888～1891年以降一般には60時間であった。ただし、Leipzig では、1898年には57時間、1899年には54時間に短縮されている。

当時の最長の週労働時間は、66時間で、週6日として1日11時間である。<sup>(30)</sup>

ドイツの Bremen では1905年にレンガ積工の週労働時間は54時間、Hamburg では53.5時間であるが、他は一般に60時間であった。<sup>(31)</sup>

20世紀の初めより1910年までにおける大工の最短の週労働時間は、Dresden の1909年における52.5時間である。1日平均8.5時間である。6年前の1903年には58.5時間、1日約10時間であった。そのほか Leipzig 53時間(1898年、57時間)、Hamburg 53.5時間(1907年)である。

54時間は Bremen, Kiel であって、いずれも1908年である。大半の週労働時間は60時間以下で、1日10時間以下になっている。<sup>(32)</sup>

ドイツにおけるれんが積工の賃率の最長労働時間 (tarifliche Maximalarbeitszeit) は、ベルリンで1899～1909年において53.5時間で、(ニュールンベルク (Nürnberg) 同じ) そのほか、シャルロテンブルク (Charlottenburg (1901～1909年)、Hamburg (1907年)、Dresden は52.5時間(1909年)、Leipzig は1909年には53時間となる。Altona は1906年に53.5時間、Kiel は、1894年60時間で、1908年に54時間、Potsdam は1904年57時間であったが、1909年53.5時間となる。Harburg も、1901年56.5時間が、1909年には53.5時間となる。

さらに、週60時間(1日10時間)であるが、それは Erfurt (1897～1909年)、Freiburg (1902～1909年)、Leipzig (1895年)、Hannover-Linden (1901年)、Essen (1904年)、Stettin (1898年) Duisburg (1904年)、Dortmund (1904年)、Kiel (1894年)、Elberfeld (1900年)、Bochum (1904年)、Wiesbaden (1897年)、Lübeck (1890年)、Mainz (1899年)、Borbeck (1904年)などにみられる。

最長は週63時間で、Mühlheim a. Ruhr (1904年)である。ついで週62時間は、Bromberg (1900年)と Mühlheim a. Rh. (1904年)がある。1909年に後者は週56時間となる。<sup>(33)</sup>

1885～1890年におけるアメリカの New York のれんが積工の週労働時間は53時間で、1891～1898年には48時間に短縮されている。1899年～1903年には44時間になっている。

Chicago では、れんが積工は1886年より1908年まで44時間、石工は1900年より44時間、しっくい工は1903年よりである。Boston では、れんが積工は1890年より48時間、しっくい工は1899年より44時間であった。<sup>(34)</sup>

1902～8年当時、アメリカにおいては、すでに New York で石づみ工 (Steinmaurer) は週44時間であった。またフィラデルフィア (Philadelphia) のれんが積工 (Ziegelmaurer) も1902～7年において同じく44時間である。同工は New York では1885年の53時間より1908

(30) R. Kuczynski, Arbeitslohn und Arbeitszeit in Europa und Amerika 1870～1909, 1913, S. 657～659, 662, 663.

(31) Ebenda, S. 679.

(32) Ebenda, S. 705.

(33) Ebenda, S. 648.

(34) Ebenda, S. 679～681.

年には44時間に短縮されている。またしっくい工 (Putzer) は、1890年の週48時間より15年後の1905年には週44時間になっている。そのほか、れんが積工、石づみ工、ロチェスター (Roche-ster)<sup>(35)</sup> のしっくい工の週労働時間は、1886年の54時間より1907年の44時間に短縮されている。

以上より判明するように、ドイツにおいては、れんが積工、大工、石工、しっくい工などの職種における労働時間は、週60時間より54時間への短縮が、20世紀初頭において一般的にみられた。アメリカはさらに短く、週44時間制がすでに存在している。これらに対し、日本ではまだ週労働時間の制度そのものが一般に確立されてはいなかった。多くの経営においては、週休制度そのものが存在してはいない。ごく一部の紡績産業の大企業においては存在していたが、それとて、中には、残業制度、休日出勤などからみあっており、必ずしも真の週休制ではなかった。週休制の確立が必要であったほど、日本は遅れていたのである。一般に週休制ではなく、月2回休日、あるいは年間に、正月、盆、祭日などにおける僅か10日前後の休日しかないもの、定休日のないものさえもある。過長労働日制度であったことは明らかである。ヨーロッパ、アメリカよりはるかに遅れていた。

綿糸紡績工場における休業日は、大祭日、年始年末、盆、その他地方の慣行による。「紡績職工ノ休業日ハ一週交代ノ場合ニハ毎月4回或ハ5回ナリト云フモ其実何レモ休業日ノ効用ナキモノナリ加之此休日ニ於テ毎月1、2回ハ職工ヲシテ工場及ヒ器械ノ掃除ヲナサシムルカ故ニ實際ノ休業時間ハ一層減縮セラル、モノト知ル可シ」<sup>(36)</sup> の状況であった。

織物業においては、休業日各地方慣習により大いに異なっていたが、一般に年始、年末、旧盆、旧正月、町村の祭日、5節句には休業していた。しかし毎月の定期休業は「殆ソド區々ニシテ」、1日、15日の2回、あるいは毎月定期の休日はなく、氏神祭、5節句、旧盆、旧正月のほか休業しない所もあり、工場組織の所では毎月少なくとも1日、15日の2回、もしくは1日11日21日の3回であったが、「事業の繁閑ニ依リ休業日ヲ廃スルコトアルハ一般ノ事実ナリ」の状態であった。「市場好況ノ際ニハ僅カノ奨励法ヲ設ケ労働時間ヲ伸長シ休憩時間ヲ短縮シ休業日ヲ廃スルガ如キハ往々見聞スル事実ナリ要スルニ織物工場殊ニ多数ノ工場ハ不規律ニ職工ヲ使役スルモノト言フモ不可ナキナリ」<sup>(37)</sup> の状況であった。このような状況のもとでは、休日一定せず、僅かに年十数日前後でしかなかったというべきであろう。

生糸職工の休業日については、年末、年始、旧盆、氏神祭は各地方同一であるが、毎月の定期休業日については地方によって異なる。「年中、定期休業日ナキ処アリ諏訪地方ニ此種ノ工場多シ」毎月1回もしくは2回の所あり、また3回もあり「稀ニハ毎日曜日ヲ以テ休業日トナス処ナキニ非ラズ」<sup>(38)</sup> の状況であった。種々様々というところである。20世紀初頭、明治34年(1901年)のことである。

(35) Ebenda, S. 650.

(36) 「職工事情」第1巻、1976年、23ページ。

(37) 「職工事情」第1巻、237～238ページ。

(38) 「職工事情」第1巻、176ページ。

鉄工の休日は大祭日、年始、年末と月2回あるいは3回あり、稀に毎日曜日（三菱造船所、芝浦製作所等）があった。硝子工の場合には普通一般に休日一定せず、一定しているのはやや大なる工場で、月に2回、しかし短時間の作業あり、4回の所では2回ずつ職工半数宛休業させる制度であった。セメント工の場合には休日は大抵毎月2日であった。1、15日が普通<sup>(39)</sup>。

印刷工の場合には、月2回（1日と15日）が普通であった。マッチ工場の場合も同様であったが、労働時間、休日は「表面上一定ノ規則アルモ其実全ク不規則ナルヲ免レサルハ一般ノ状況ナリトス」であった。「市況盛シテ需用多キトキハ、殆ンド休日ヲ度外視シテ工場ニ依リテハ一ヶ月間少シモ休ムコトナク操業スルコトアリ」の状態<sup>(40)</sup>で、規則上あっても、守られてはいなかった。それは、企業の一方的にきめた規則であって、労使の交渉による契約ではなかったことにもよる。資本の専制支配の状況をみてとることができるであろう。

日本では、明治35年（1902年）当時、20世紀初頭においては、一般に週休日は確立されてはいなかった。休日は月2回あるいは3回であった。旧正月前後、5節句、于蘭盆、祭日等を休むほか定例の休日を設けないところが多い状況であった。大祭日と休日とが近い時は、休日を廃することさえもあった<sup>(41)</sup>。

1901年当時の日本においては、一般に週休制は確立されてはいなかった。ごく一部の例外はあるが、欧米の労働者の一般的な週休制より遅れていたことは明瞭である。日本の労働者の休日は月2回、よくして3回であった。盆、暮、正月、祭日、節句などを入れても、年間の休日日数は、欧米が50以上60日であるのに対し、月2回で40日に達しないし、月3回で50日以下であった。

しかも、休日出勤が強制され、繁忙時には休日取消しとなることもあったのであるから、欧米の水準よりもはるかに劣悪であった。さらに定期的な休日のない状況のもとでは、年に僅か10数日、月1回休めるか否かの状況であった。

当時の週の労働時間は、週休制のない場合には1日10～12時間で、週70～84時間、残業2～3時間のある場合には、84～105時間となる。4～5時間の残業がある場合には、優に週100時間をこえることになる。ドイツの最長の労働時間66時間の1.5倍、最短の52.5時間の倍である。アメリカの週44時間に対しては、2.5倍となる。いかに長時間であったかは、一目にして明瞭である。

## 2. 1959～1989年における週の労働時間

### (1) 1959～1961年の週の労働時間

ドイツの男子、女子、全労働者、全産業別の1959～1961年の週労働時間は、第4表のごとくである。給付された週労働時間（geleistete Wochenarbeitsstunden）は、男子で42～43時

(39) 「職工事情」第2巻、14、49、96ページ。

(40) 「職工事情」第2巻、135、215ページ。

(41) 「職工事情」第2巻、273ページ。

ドイツにおける労働時間

第4表 1959～61年の週労働時間

(I) 男子

	給付された週労働時間	支払われた週労働時間
1959	41.9	46.3
1960	42.7	46.3
1961	41.6	46.2
1961. 2.	44.1	45.9
5.	39.5	46.4
8.	40.5	46.3
11.	42.5	46.4

(II) 女子

	給付された週労働時間	支払われた週労働時間
1959	38.9	43.3
1960	39.5	43.2
1961	38.0	42.7
1961. 2.	41.2	42.4
5.	35.6	42.6
8.	35.7	42.7
11.	39.6	43.3

(III) 全労働者

	給付された週労働時間	支払われた週労働時間
1959	41.3	45.6
1960	42.0	45.6
1961	40.8	45.5
1961. 2.	43.5	45.1
5.	38.7	45.6
8.	39.5	45.5
11.	41.9	45.7

(IV) 平均週労働時間

	男子	女子	全員
1960	46.3	43.2	45.6
1961	46.2	42.7	45.5
1961. 2.	45.9	42.4	45.1
5.	46.4	42.6	45.6
8.	46.3	42.7	45.5
11.	46.4	43.3	45.7

(備考) Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland 1962, 1962, S. 531, 520.

海 道 進

間であり、支払われた週労働時間 (bezahlte Wochenarbeitsstunden) では、46時間である。50年前にくらべて、12~20時間短縮されている。

(2) 1970~1989年における週の労働時間

1970年代および1980年代前半におけるドイツ工業の週の労働時間は、世界でまたヨーロッパにおいても最短ではなかった。(第5表) なおドイツの労働時間は賃金が支払われた労働時間<sup>(42)</sup> (bezahlte Arbeitszeit, hours paid for) であって、他は、実際の労働時間である。両者は、同一ではない点を注意しておく必要がある。

いま支払われた労働時間のみについてみると、1970年当時、ドイツは、週43.8時間であるのに対し、アメリカは、39.8時間であり、1980年においては、ドイツ41.6時間に対し、アメリカ39.7時間であった。それが逆転するのは、1988年である。ドイツの40時間に対し、アメリカは

第5表 工業における週の労働時間 (実働時間)

国 名		1970	1975	1980	1985	1988	1989
ソ 連		40.5	40.6	40.5	40.4	40.3	40.2
オーストラリア	A	44.0					
	B	39.7	37.8	38.0	37.2	38.1	38.5
ベルギー		37.9	34.8	33.4	33.1	33.4	33.6
ギリシャ <sup>2</sup>		44.6	42.7	40.7	39.3	41.1	41.1
デンマーク		36.2	33.1	32.6	32.1	31.8	32.0
スペイン		44.1	42.8	38.8	36.5	35.8	36.8
カナダ		39.7	38.6	38.5	38.8	38.8	38.6
イギリス <sup>4</sup>		44.9					
オランダ <sup>2</sup>		44.2	41.2	41.0	40.3	39.9	39.9
ポルトガル		44.8	41.8	39.0	38.8	38.9	..
韓 国		54.0	50.5	53.1	53.8	52.6	50.7
シンガポール <sup>4</sup>		48.7	..	48.6	..	..	..
アメリカ <sup>2</sup>		39.8	39.5	39.7	40.5	41.1	41.0
フィンランド		38.3	33.8	33.2	32.3	32.0	..
フランス		44.8	41.7	40.7	38.6	38.8	38.8
ドイツ <sup>2</sup>		43.8	40.4	41.6	40.7	40.0	39.9
チェコスロバキア		43.7	-	43.5	43.1	43.0	40.7
スウェーデン			38.4	45.3	47.4		38.5

(備考) СССР и зарубежные страны 1987, 1988, с. 57. 同じく1989年版 с. 42, Россия и страна мира, 1992, с. 42. Statistical Yearbook 1972, 1973, United Nations, p. 102. より作成。

注 (1) ソ連, チェコスロバキア, スウェーデン以外は, 加工工業。

(2) 支払われた時間。

(3) オーストラリア A. 男性 B. 女性

(4) 成人(労働者)のみ。

(42) 「支払われた労働時間」には、一般に有給の年休暇 (paid annual vacation), 有給の公休日ノ



## ドイツにおける労働時間

41.1時間となる。この年オランダは39.9時間であり、ドイツよりも短い。両者が同一となるのは、1989年である。両者ともに39.9時間となる。(第5表)ドイツが世界で一番短い労働時間になっていくのは、1990年代である

### (3) 公務員の週労働時間(1990年)

ドイツの公務員(連邦, 州, 地方自治体)の労働時間は、1990年4月1日より週39時間より38.5時間に短縮された。適用人員数は220万人である。有給休暇は26日から30日となり、休暇手当は、450マルクである。なお労働者の基準賃金(Ecklohn)は、月2,300~2,690マルクであり、職員の基準俸給額(Eckgehalt)は、月1,650~2,120マルクである。最高は4,000~7,000マルクになっている。

### (4) 週労働時間の短縮(1973~1990年)

統一年の西ドイツにおける週の平均労働時間は、1973年の40.74時間より1990年の38.27時間にまで約20年間に2時間半ばかり短縮されている。(第6表)

なお、賃率契約で定められた週の労働時間の労働者の比率を時間別でみると、第7, 8表のごとくである。

**第6表 西ドイツにおける週の平均労働時間**

年	平均週労働時間	年	平均週労働時間
1973	40.74	1982	40.04
1974	40.34	1983	40.01
1975	40.27	1984	39.98
1976	40.24	1985	39.60
1977	40.21	1986	39.39
1978	40.17	1987	39.25
1979	40.14	1988	38.97
1980	40.12	1989	38.55
1981	40.08	1990	38.27

(備考) Der Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, Bonn, in Januar 1990, S. 27, 1991, S. 37. Ekkehard Sachse, Neue Tendenzen auf den Gebieten von Arbeitszeitentwicklung und in Flexibilisierung der Arbeit in Deutschland. 論文資料による。

↘ (paid public holidays), 有給の病気休暇(paid sick leave), その他の有給の許可された休暇(other paid leave)のような働かない時間が、現実に働いた時間に追加して含まれる。(Year Book of Labour Statistics, 1993, ILO 1993, p. 759)

海 道 進

第7表 週の規定の労働時間

年	40.0~41.0	41.0~41.5	41.5~42.0	42.0~42.5	42.5~43.0	43.0~
1973	68.9	2.9	3.9	15.8	1.8	6.7
1974	87.1	1.8	1.6	3.2	0.5	5.8
1975	90.6	1.6	0.7	1.5	0.4	5.2
1976	91.5	0.9	0.5	2.0	0.4	4.7
1977	92.2	1.0	0.4	2.2	0.4	3.8
1978	92.6	1.5	0.4	2.5	0.4	2.6
1979	93.5	1.4	0.2	2.5	0.4	2.0
1980	94.0	1.4	—	3.5	0.4	0.7
1981	94.9	2.4	0.1	2.2	0.3	0.1
1982	96.3	3.1	—	0.3	0.3	—
1983	98.8	1.1	—	0.0	0.1	—

(備考) 前出資料による。

第8表 週の規定の労働時間

年	35.0~	35.5~	36.0~	36.5~	37.0~	37.5~	38.0~	38.5~	39.0~	39.5~	40.0~
	35.5	36.0	36.5	37.0	37.5	38.0	38.5	39.0	39.5	40.0	41.0
1984	—	—	—	—	—	—	1.1	—	—	—	98.9
1985	—	—	—	—	—	—	1.2	24.9	0.4	0.1	73.4
1986	—	—	—	—	—	—	1.3	38.8	0.4	0.1	59.4
1987	—	—	—	—	—	—	1.4	47.9	0.9	0.2	49.6
1988	—	—	—	1.0	0.7	23.5	0.6	24.2	1.7	0.1	48.2
1989	0.0	—	—	0.9	24.6	2.0	0.9	23.5	26.8	0.5	20.8

(備考) 前出資料による。

以上の表より、つぎの点が明らかとなる。

第1. 週40~41時間制についての変化。1973年当時、西ドイツの賃率契約上の規定の週労働時間 (tarifvertragliche regelmäßige Wochenarbeitszeit) は、約70%が40~41時間であった。1975年には、その比率は90.6%に上昇し、1984年には、98.9%にまで達する。ほぼ100%の労働者が、週40~41時間制のもとに入った。1973年より1984年の10年間において、西ドイツの労働者のほぼ全員が週40~41時間制に移行した。1984年には、週40~41時間制が確立される。

なお週の労働時間について、ソ連はすでに、1963年より1982年にいたるまで、社会主義部門の労働者・事務員のは週40.2~40.7時間であった。(第9表) ソ連の労働時間より20年の遅れをドイツは示していた。

日本での週40~41時間制は、実質的に全企業においてまだ確立されてはいない。労働者は、1997年4月より週41時間制の実現を予定しているが、それには留保条件がつけられている。中小企業には2年間の猶予期間が予定されている。(1999年よりの実施) 日本の週41時間制は、ドイツに遅れること約20年である。

第2. 1984年に確立した週40~41時間の制度は、1990年には労働者の10%にしかすぎなくなる。

ドイツにおける労働時間

第9表 ソ連の週労働時間

年	労働時間	年	労働時間	年	労働時間
1963	40.2	1970	40.5 (40.6)	1980	40.5
1964	40.4	1971	40.4	1981	40.7
1965	40.1	1975	40.7		
1966	40.3	1976	40.7		
1967	40.4	1977	40.6		
1968	40.5	1978	40.4		
1969	40.6	1979	40.6		

(備考) なお1976年より、鉱山・採掘業を含む。

Statistical Yearbook 1972, 1973, United Nations, p. 102, 1982 Statistical Yearbook, 1985, United Nations, p.100. より作成。

僅か6年後にはほぼ60%の労働者が週38~39.5時間制に移行する。なお当時37~38時間労働制の労働者が、30%をこえるようになる。ドイツでは約3分の1の労働者が、週37~38時間制である。

第3. 1989年には、週35~35.5時間の労働組織のもとの労働者が、0.1%にも達していないのではあるが、すでに現れてきている点は、注目されるべきである。労働組合の目標とする労働時間制は、まさにこの週35時間制であるからである。1日7時間で週5日制は、かつてのソ連においても計画目標とされていたものであり、一部炭坑などにおいても実現されていたものである。また1日7時間制(実働)は、社会主義ソ連の時代の事務労働者についてかなり古くから採用されていた。1927年の革命10周年を記念して、8時間労働制より7時間労働制への漸次的移行が始まっていたからである。

(5) DDRにおける週の労働時間

かつての東ドイツ、ドイツ民主共和国(Deutsche Demokratische Republik, DDR)においては、1980年代初頭、3交代制のもとの労働時間はつぎのごとくであった。

第1交代システムのもとでは 43.75時間

第2交代システム // 42時間

第3交代システム // 40時間

なお、16才までの2児の母親は40時間、特別に重い身体障害者あるいは健康に有害な労働条件のもとにある勤労者の労働時間は短縮される。たとえば、フィルター付マスク着用の作業のもとでは、35時間である。ここに母性保護、身障者に対する配慮、健康第1、人間性尊重の労働時間がある。当時、社会主義統一党(SED)第9回大会のプログラムでは、労働生産性の向上とともに、労働時間が40時間に短縮され、週5日制となり、有給休暇が増大することが決定されている。1980年当時の年間の名目上の総労働時間は、2,231.25時間と計算されている。有給休暇は、年15日である。<sup>(43)</sup>

(43) Autorenkollektiv, Arbeitsökonomie, 1981, S. 306~307.

なお、東ドイツにおける3交代制の労働者は1981年22.3%、1989年11月30日には26%に増大している（第10表）

第10表 工業における生産的労働者の比率

交代システム	1981	1985	1988	1989 (11.30)
1 交代	65.4	63.2	62.2	62.4
2 交代	12.3	12.2	11.9	11.7
3 交代	22.3	24.6	25.9	26.0

（備考） Sozialreport '90, Daten und Fakten zur sozialen Lage in der DDR, 1990, S. 108.

### 3. 週の労働時間（1992年）

いま1992年の週の平均労働時間についてみると、ドイツは、最短グループに属してはいるが、世界最短ではない。ドイツの37.5時間に対し、デンマークが37時間を示しているからである。各国の週労働時間は、第11表のごとくである。

第11表 1992年における賃率上の週の労働時間

国 名	週の平均労働時間
ドイツ	37.50
デンマーク	37.00
ベルギー	37.75
オランダ	38.75
イギリス	38.80
フランス	39.00
アイルランド	39.00
イタリア	40.00
ギリシャ	40.00
ルクセンブルク	40.00
スペイン	40.00
アメリカ	40.00
ポルトガル	42.00
日 本	42.00

（備考） 前出 Sachse 論文資料による。日本は、週の労働時間において、最長グループに属し、ポルトガルと同一である。経済成長度が高いにもかかわらず、労働時間については、最低水準になっている。デンマークとの差は、週5時間、週5日制のもとでは、1日1時間の差となる。ただし名目上の労働時間の形式的な比較に過ぎない。

#### 4. 1993年の週の労働時間

##### (1) 労働時間と賃金

ドイツの1993年における工業部門の男子労働者の支払われた週労働時間 (bezahlte Wochenarbeitszeiten) の平均は、38.2時間である。(第12表) ごく一部の部門を除いて、ほとんどすべての部門が40時間以下になっている。最短の時間は、市電・自動車製造部門の35.2時間、ついで航空機・宇宙船 (Raumfahrzeug) 製造部門の36.7時間である。逆にもっとも長いのが、採石・採土・加工業の42.7時間であり、ついで食料品・嗜好品工業部門の41.6時間である。

なお女子労働者は、工業平均で36.7時間、短いのは家庭用電器製造部門の35.8時間、長いのは食料品・嗜好品製造部門の38.7時間である。いずれも、週40時間以下で、男子よりも短い。いま産業部門別の週労働時間の詳細については、次ページの第12表に示されているごとくである。なお週労働時間のほかに、日賃金と月賃金の額を参考までに付加しておく。労働時間と賃金との関係で4つの型があることが判明する。

週40時間以上の産業部門は、鉱業のごとく一部の部門 (採石・採土・加工部門) と、そのほか、木材加工業、セルローズ・製紙産業、皮革製造業、食料品・嗜好品産業の部門である。

いま労働時間と賃金との関係で、産業部門のタイプを類別すると、つぎの4つの型に分れる。

I. 長時間で、賃金が高い部門 (A型)

II. 長時間で、賃金が低い部門 (B型)

III. 短時間で、賃金が高い部門 (C型)

IV. 短時間で、賃金が低い部門 (D型)

A型の典型が、鉱業のその他の採掘業で、週労働時間40.6時間、週賃金1,030マルク、月4,477マルク、セルローズ・製紙業40時間、1,009マルク、月4,385マルクである。

B型が、木材加工工業で、40.6時間、週863マルク、月3,750マルクである。その中間に位置するものが、採石・採土・加工業で、42.7時間、週987マルク、月4,288マルクである。

C型に属するものが、市電・自動車産業で、週35.2時間、賃金は、週1,008マルク、月4,378マルクである。そのほか、航空機・宇宙船産業部門での36.7時間、週賃金1,014マルク、月4,407マルクがある。なお造船業は、週労働時間は38.6時間であるが、賃金は自動車部門より高く週1,049マルク、月4,559マルクである。これらの賃金を20%以上高い産業部門が石油加工業であり、週1,263マルク、月5,489マルクの最高を示す。ただし労働時間は39.2時間で、自動車産業よりも週4時間、約10%は長い。賃金は20%以上高いが、それは、単に労働時間の長さの相違によるものではなく、資本の有機的構成、技術水準、労働生産性、労働の質、生産組織の構造、産業部門の特殊性に依存する。

短時間で賃金が低いD型の部門の典型は、革加工業である。労働時間が比較的短く、週38.7時間である。賃金水準は、産業部門の最低で週721マルク、月3,131マルクである。この型

海 道 進

第12表 1993年における産業部門別、性別の支払われた週労働時間、週賃金と月賃金

男 子

産業部門	労働時間	週賃金 (マルク)	月賃金 (マルク)
工 業	38.2	953	4140
内 電力・ガス・温水・水道等	39.3	1099	4775
鉱 業	38.5	932	4051
内 採炭・炭塊・コークス製造業	38.3	906	3935
泥炭採掘・炭塊製造業	39.8	1121	4871
カリ・岩塩採炭・製塩業	37.3	894	3883
その他の採掘業	40.6	1030	4477
基礎原料・生産財産業	38.8	976	4241
内 石・土採掘・加工業	42.7	987	4288
金属製造・加工業	37.5	937	4071
石油加工業	39.2	1263	5489
化学工業	38.9	1046	4546
化学繊維工業	38.0	983	4270
木材加工業	40.6	863	3750
セルローズ・製紙産業	40.0	1009	4385
ゴム・アスベスト加工業	37.9	910	3954
投資財産業	36.7	948	4121
内 製鉄・軽金属・軌道車両製造業	39.4	990	4302
機械・機関車製造業	36.9	938	4074
市電・自動車産業	35.2	1008	4378
造船業	38.6	1049	4559
航空機・宇宙船	36.7	1014	4407
電子技術・家庭電気製品製造業	37.1	916	3979
精密工業・光学器・時計等	37.0	885	3846
消費財産業	38.9	897	3898
内 高級陶磁器業	38.6	785	3412
硝子製造・加工業	39.2	920	3996
木材加工業	39.1	882	3832
楽器・玩具・スポーツ用器具等製造業	37.5	811	3524
紙・厚紙加工業	39.3	896	3893
印刷業	38.9	1097	4764
芸術用商品業	39.0	863	3748
皮革製造業	40.5	807	3507
革加工業（除靴）	38.7	721	3131
製靴産業	39.2	730	3174
織物産業	38.7	811	3525
衣服産業	39.7	779	3383
食料品・嗜好品産業	41.6	948	4121
高層・地下工事	39.8	959	4168

女 子

工 業	36.7	678	2947
内 化学工業（化繊部門を除く）	38.0	745	3236
機械・機関車製造業	35.9	715	3105
電子工業・家庭用電器製品製造業	35.8	694	3014
I B M製品等製造業	36.3	670	2909
紙・厚紙加工業	37.4	636	2762
製靴・革製品製造業	38.1	591	2570
織物産業	36.8	621	2699
衣服産業	37.4	589	2557
食料品・嗜好品産業	38.7	633	2752

(備考) Statistisches Jahrbuch 1994 für die Bundesrepublik Deutschland, 1994, S. 599.

## ドイツにおける労働時間

に属するものに、高級陶磁器産業がある。週労働時間は38.6時間であるが、賃金は相対的に低く、週785マルク、月3,412マルクである。一般に消費財産業は生産財産業、投資財産業にくらべて、賃金水準は低い。後者の産業部門の月賃金が月4,000マルクをこえるのに対し（——木材加工部門など、一部の例外はあるが）、前者の部門では、印刷業などのごとく一部の産業を除いて3,000マルク台の水準となっている。労働時間については、原料・生産財部門の方が、消費財部門より一般に長時間である。賃金は消費財部門より高いのであるが、これらの場合、いうまでもなく時間当りの賃率についての考察が必要となる。

労働時間が長くても、必ずしも賃金は高いとは限らないし、逆に労働時間が短くても、賃金水準が低いとは限らない。さらに、労働時間が長くても、賃金水準が低いことがあり、労働時間が短くても、賃金収入が大であることもある。賃金と労働時間との関係は、必ずしも単純ではない。それは、両者が多くの要因によって規定されていることによる。その要因の中で、とくに主要な役割を果すものに労働組会の組織力、組織率、団体交渉力、国家権力の性格などがある。

社会民主党が政権をにぎったり（1969年）、保守革新の大連合がなされたりした場合には、賃金の上昇、労働時間の短縮が実現され、他方、保守的資本家的政権の時代には、賃金の上昇が抑圧され、労働時間の短縮が阻害されたりする。その時には、労働組合の団体交渉力に大きく依存することになる。賃金と労働時間、労働条件は、国家権力の性格、上部構造の階級的性質に依存するところが大きい。

### (2) 1980～1993年の週労働時間の動態

1980年より1993年にいたる工業部門の労働者の平均の支払われた週労働時間は、約10%の短縮を示している（第13表）1980年の102.2より1993年には93.2に低下している。（1985年＝100）

いま産業部門別についてみると、投資財生産部門（Investitionsgüterindustrie）が1985年を100として1993年には90.2となり、10%の短縮がなされている。これに対し、高層・地下工事の部門においては、10年近くの間時間短縮は僅かに1%弱である。（第14表）産業部門間において差異がある。10%と1%の差。その差は、労働生産性、技術水準、労働の質、労働組合の組織力、交渉力などの差による。

### (3) 1994年との比較

1994年における以前の西ドイツの領域の工業部門での支払われた週労働時間の平均は、38.6時間で、対前年比0.4時間の増大である。とくに増大しているのが、採石・採土部門の43.2時間で、対前年比0.5時間増、食料品・嗜好品製造部門は0.1時間増である。他方、最短時間部門では、市電・自動車部門で35.1時間、対前年比0.1時間短縮、航空機・宇宙船部門は35.4時間、対前年比1.3時間の短縮である。<sup>(44)</sup>長い労働時間は、採石・採土・加工業の42.8時間である。

なお1994年における旧東ドイツ、新領域と東ベルリンの労働者の支払われた週労働時間は、

(44) Statistisches Jahrbuch 1995 für die Bundesrepublik Deutschland, 1995, S. 570.

海 道 進

第13表 工業における労働者の週の支払われた平均労働時間の動態  
(1985=100)

年次	総体	男子	女子
1980	102.2	102.5	100.7
1981	101.1	101.5	99.2
1982	100.0	100.3	98.5
1983	99.5	99.5	99.2
1984	100.5	100.4	100.5
1985	100	100	100
1986	99.6	99.7	99.5
1987	99.0	99.0	98.9
1988	98.9	99.0	98.6
1989	98.6	98.7	98.1
1990	97.6	97.7	97.3
1991	96.7	96.8	96.6
1992	95.9	96.0	95.2
1993	93.2	93.3	92.9

(備考) Statistisches Jahrbuch 1994 für die Bundesrepublik Deutschland, 1994, S. 598.

第14表 週労働時間の産業部門別動態

(1985年=100)

年次	産 業 部 門					
	建 設	原料・生産財 産 業	投資財 産 業	消費財 産 業	食料品等 産 業	高層・地下 工 事
1990	101.7	98.0	96.3	98.1	98.6	100.1
1991	99.9	96.9	95.6	97.1	97.4	99.0
1992	101.1	96.4	94.4	95.6	96.0	99.7
1993	97.6	93.7	90.2	94.3	95.4	99.3

(備考) Statistisches Jahrbuch 1994 für die Bundesrepublik Deutschland, 1994, S. 598.

工業部門全体の平均で40.3時間である。かつての西ドイツ地区（以前の連邦地域）の労働時間とくらべて、1.7時間長い。新領域の最短時間の部門はかつての西ドイツと同じく、航空機・宇宙船製造部門で36.5時間、なお精密機械、光学器、時計等の製造部門は37.5時間、泥炭採掘、ブリケット製造部門は38.3時間である。後者の部門では、給付等級グループ（Leistungsgruppe）3においては、週労働時間は29.9時間であり、最短を示している。かつての東ドイツにおける産業部門でもっとも重要であった（年産2億tで世界第1位）、熱エネルギーの源泉の素材部門としての特殊性がそのまま残されている。この泥炭（Braunkohle）より、単に電力、ガス、燃料、コークス、ブリケットのみならず、ガソリン、織物繊維、医薬品、香水までが作られていた。<sup>(45)</sup>

なお、1994年には、賃率上の週労働時間は、1984年とくらべて、10年間に5～6%短縮され

(45) Deutsch, Ein Lehrbuch für Ausländer, Teil II, 1966, S. 25.



ドイツにおける労働時間

ている。(第15表) 1994年における賃率設定上の製造業における労働時間の国際的比較においては、かつての西ドイツは、36.6時間で、一番短い。年間総労働時間についても、1,620時間

第15表 賃率上の週労働時間  
(1985=100)

年	全体 (総計)	男子	女子
1984	100.8	100.9	100.5
1985	100	100	100
1986	99.4	99.5	99.2
1987	99.1	99.1	99.0
1988	98.6	98.6	98.6
1989	97.4	97.3	97.4
1990	96.4	96.4	96.4
1991	95.9	96.0	95.8
1992	95.9	95.9	95.8
1993	95.2	95.2	95.4
1994	94.9	94.7	95.1

(備考) Statistisches Jahrbuch 1995 für die Bundesrepublik Deutschland, 1995, S. 602.

第16表 賃率設定上の製造業における週と年の労働時間

国名	週労働時間	年労働時間
ベルギー	37.8	1729
デンマーク	37.0	1687
西ドイツ	36.6	1620
東ドイツ	38.6	1737
フランス	39.0	1755
ギリシャ	40.0	1832
イギリス	38.6	1752
アイルランド	39.0	1794
イタリア	40.0	1744
オランダ	38.8	1714
ポルトガル	42.0	1882
スペイン	40.0	1772
フィンランド	40.0	1732
ノールウェー	37.5	1740
オーストリー	38.6	1722
スウェーデン	40.0	1824
スイス	40.5	1838
アメリカ	40.0	1896
日本	40.0	1880

(備考) Bundesministerium für Wirtschaft: Wirtschaft in Zahlen 1995, S. 19, Ekkehard Sachse, Employment System and the Social State at the Crossroads—the German Case, Problems, Discussion and Approaches for Adequate Solutions, 1996, p. 27.

で、デンマークの1,687時間よりも短い。(第16表)日本は、1,880時間とされている。週40時間となっているが、この数字は、現実を現してはいない。

### III. 年間の総労働時間

#### 1. 年間の総労働時間 (1992年)

現代のドイツにおける労働者 (Arbeiter) と職員 (Angestellten) の年間の総労働時間は、1,600時間をわり、世界で一番短いものになっている。1992年の実際の年の労働時間は1,519時間である。ただし賃率契約上の現実の年労働時間は、1,665時間になっている。それでも最短である。(第17表)

第17表 1992年における賃率上の年労働時間

国 名	年規定の労働時間	実際の年の労働時間
ドイツ	1665	1519
デンマーク	1684	1596
オランダ	1727	1594
ベルギー	1744	1638
イギリス	1762	1660
フランス	1771	1646
イタリア	1788	1675
スペイン	1788	—
ルクセンブルグ	1800	—
アイルランド	1817	—
ギリシャ	1848	—
ポルトガル	1898	—
アメリカ	1912	1857
日 本	2040	2007

(備考) Bundesministerium für Wirtschaft: Wirtschaft in Zahlen 93, S. 17. Ekkehard Sachse, Neue Tendenzen auf den Gebieten von Arbeitszeitentwicklung und in Flexibilisierung der Arbeit in Deutschland, S. 5, 9 より作成。

賃率契約上の規定の労働時間について、ドイツについて短いのは、デンマークであり、1,684時間、オランダ1,727時間、ベルギー1,744時間となっている。一般にヨーロッパは短い。それに対し、アメリカは1,912時間、日本は2,040時間である。日本は先進國中、最長の労働時間を示す。しかし実際の労働時間は、それ以上であり、過労死発生の労働時間は、その1.5倍の3,000時間<sup>(46)</sup>である。総理府調査によると2,500時間で、6人に1人が3,000時間と<sup>(47)</sup>されている。

実際の年間の労働時間について、ドイツに次いで短いものが、オランダの1,594時間、デン

(46) 「現実の過労死事件について、倒れた労働者の年間労働時間を調査した結果……年間3,000時間前後がほとんどであり、年間3,000時間をこえる例もある。」(川人博編著「現代の人権」1993年、28ページ) 3,500時間をこえるのは製造業工場班長(48歳)で1998年2月、外食産業副店長(25歳)は3,655時間で最長を示す。(1988年8月)

## ドイツにおける労働時間

マークの1,596時間である。その反対に長いものがアメリカと日本であり、前者は、1,857時間、後者は2,007時間となっている。しかし日本の実際は、これよりも長い。

なお年平均休暇日数では、ドイツは30日であるが、それ以上の国としてイタリー31.5日、オランダ32.2日がある。しかし祭日を加えるとドイツは40日で最高となる。イタリー38.5日であり、オランダ39.2日となる。

日本は規定の年労働時間において、スペイン、ルクセンブルグ、アイルランド、ギリシャ、ポルトガルよりも長い。高度に発達した生産技術をもち、労働生産性の水準が高く、世界一の外貨準備、資本蓄積をしている日本が、経済的に十分発達していない国々よりも、労働時間の点では劣る。スペイン、ポルトガル以下である。短縮された労働時間、自由時間の長さが、生活水準の質を示す文明開化度の主要な指標をなしているのであるが、この点よりすると、日本はまだまだヨーロッパの水準には達していないし、その実現もはるか遠い将来のようでもある。その展望は、必ずしも明るいものではない。経営者・資本家団体の労働時間短縮に対する反対が強いことによる。また国家権力の資本家的性格にもよる。さらに、企業別労働組合の右翼主義的御用組合的傾向にも依存している。

なお日本は、規定上も、実際上においても、先進国中あるいは、主要な経済的に発達した国中、さらに、文明度の進んだヨーロッパの国々と比較しても、最長の労働時間を示す。日本の実態は、さらに長時間であることは、労働時間調査における調査員の言葉よりしても明らかである。一般に企業での立聞き調査においては、実際よりも短かく報告される。したがって、労働組合の側よりの調査にもとづく数字とは、かけはなれてことなることになる。

このような事例はすでに、戦前より存在した。労働時間統計は、正確に現実を表現しないとされていたものである。「女工哀史」の時代より指摘されていたところである。したがって、労働時間については、統計上の数字と実際とのそれとの区別をすることが必要である。このような考慮のもとに、限定的に理解されることが必要であることは、いうまでもないところである。

## 2. 1994年における製造業の総労働時間

1994年の各国の製造業の賃金契約における年間の総労働時間では、ドイツ（西）が最短を示す。1,620時間である。年休暇日数ではフィンランドが最高で37.5日、ドイツ（西）は30日である。祭日ではオーストリアが年10.5日、ドイツ（西）は8.7日である。ドイツ（西）が年間の総労働時間が最小であるのは、週労働時間が36.6時間であることによる。（第18表）

---

(47) 「1992年、アメリカ人の年間平均総労働時間は1,957時間、ドイツ人が1,570時間、日本人は総務庁の労働調査によりますと男性の正規労働者が2,506時間です。そして、男子の正規労働者の6人に1人が3,120時間以上働いているということです。」（本元進一郎教授 最終講義「経営論集」第44巻第1・2合併号（通巻147集）、1996年（平成8年）10月、本元進一郎教授退任記念号、271ページ）

第18表 製造業における労働時間（1994）（賃金協定による）

国 名	週の労働時間	年休暇	祭 日	規定上の総労働時間
ベルギー	37.8	20	11	1729
デンマーク	37.0	25	7	1687
ドイツ（西）	36.6	30	8.7	1620
ドイツ（東）	38.6	28	7	1737
フランス	39.0	25	10	1755
ギリシャ	40.0	22	9	1832
イギリス	38.6	25	8	1752
アイルランド	39.0	21	9	1794
イタリア	40.0	25	7	1744
オランダ	38.8	32.5	6.3	1714
ポルトガル	42.0	22	14	1882
スペイン	40.0	24.5	14	1772
フィンランド	40.0	37.5	6	1732
ノルウェー	37.5	21	7	1740
オーストリア	38.6	26.5	10.5	1722
スウェーデン	40.0	25	7	1824
スイス	40.5	24.1	9	1838
アメリカ	40.0	12	11	1896
日 本	40.0	11	14	1880

（備考） Bundesministerium für Wirtschaft: Wirtschaft in Zahlen 1995, S. 19. Ekkehard Sachse, Employment System and the Social State at the Crossroads—the German Case, Problems, Discussion and Approaches for Adequate Solutions, 1996, S. 27.

### 3. 1989年における東西ドイツの労働時間

1989年における東西ドイツの平均的な週労働時間は、東の方（DDR）が43.75時間で、西（BRD）の40時間よりも3.75時間長い。年間の総労働時間についてみると、1,960時間と、1,736時間で、東西の隔差は年間224時間である。なおハンガリーが、西ドイツよりも短く、ソ連が西ドイツよりも年間で60時間長い状態であった。チェコと東ドイツがほぼ同じであった。

（第19表）

### 4. 休暇システム

#### (1) 賃率契約上の休暇日数

西ドイツにおける賃率契約上の平均休暇日数は、1974年の22.5日より1990年の29日にまで増大している。16年間に6.5日の増大である。1974年より1984年の10年間には、毎年といってもよい位に0.5～1日の増大がなされた。世界でもっとも長い休暇日数をもつ国のグループに入っている。長期休暇が可能となる。（第20表）

ドイツにおける労働時間

第19表 平均労働時間の比較（1989年）

国	DDR	チェコ	ソ連	ハンガリー	BRD
カレンダー日	365	365	365	365	365
非労働日（金・土）	104	101	104	104	104
法定祭日	5	4	6	6	9
法定労働日	256	260	255	255	252
平均休暇	21	19	24	22	31
年労働日	235	241	231	233	221
週労働時間	43.75	42.5	41	41	40
1日の労働時間	8.75	8.5	8.5	8.2	8
社会政策を考慮に入れた 年間労働日	224	229	219	208	217
その労働時間	1960	1947	1796	1706	1736
DDR = 100%	100	99	92	87	89
年金者年齢	60/65	54-57/60	55/60	55/60	58/62
総労働年数（16才より）	46.5	41.5	41.5	41.5	44

（備考） Sozialreport '90, Daten und Fakten zur sozialen Lage in der DDR, 1990, S. 103.

第20表 ドイツにおける賃率契約上の平均休暇日数の増大

年	平均休暇日数	年	平均休暇日数
1974	22.5	1983	28.5
1975	23	1984	29
1976	23.5	1985	29
1977	24	1986	29
1978	24.5	1987	29
1979	25	1988	29
1980	26	1989	29
1981	27	1990	29
1982	28		

（備考） Der Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, Bonn, in Januar 1991, S. 38. 前出 Sachse 論文による。

(2) 産業部門別の休暇日数

ドイツにおける産業部門別の休暇日数は、石炭産業 30日で、炭坑夫には3日の追加があり、33日、あと、鉄鋼業、金属産業、化学工業、織物産業、衣服工業、製紙産業、印刷業、卸売・外国貿易産業、私営銀行、保険会社（民営）が、すべて30日である。特異なのは、小売業と公務員であり、また菓子製造業においても、年令別に分けられている。（第21表参照）

海 道 進

第21表 年令別休暇日数

産業部門	休 暇 日 数		
	1990	1991	1992
菓子製造業			
18才より	26	27	28
27才より	27	28	29
29才より	28	29	30
39才より	29	30	30
49才より	30	30	30
小 売 業			
18才より		30	
20才より		32	
23才より		34	
30才より		36	(週日)
公 務 員			
18才より		26	
30才より		29	(労働者)～30(職員)
40才より		30	

(備考) Bundesarbeitsblatt 3/1991, S. 14. 前出 Sachse 論文による。

すでに1990年当時、ドイツは休暇日数においても世界最高となっている。日本の有給休暇は10～14日であるが、実際にはその取得率は100%ではない。50%ぐらいあるいはそれ以下のものもある。それは、人事考課制度とも関連する。正当に休息する権利として一般にまだ確立されてはいない。ヨーロッパの権利意識と比較して非常に遅れている。近代化の水準の相違である。

(文部省科学研究費による研究の一部である)